

契約締結前の公表

施設維持管理業務委託について、次のとおり地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の2第 1 項第 3 号の規定による随意契約を行うので、水戸市財務規則(平成 7 年水戸市規則第16号)第 129 条の2第 1 項第2号の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和元年6月4日

水戸市長 高橋 靖

1 随意契約をする内容

- (1) 業務名 文書送達業務委託
- (2) 業務内容 文書送達業務
- (3) 委託期間 契約日の翌日から令和2年3月まで
- (4) 発注課 新ごみ処理施設整備課

2 契約の相手方の決定方法及び選定基準

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十七条に規定するシルバー人材センター

3 申請方法

- (1) 見積書の提出期限 令和元年6月
- (2) 見積書提出先 新ごみ処理施設整備課